

別添

基 発 0528 第 1 号
平成 30 年 5 月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等
の一部を改正する省令の施行等について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 156 号。以下「改正政令」という。）及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 59 号。以下「改正省令」という。）が平成 30 年 4 月 6 日に公布され、平成 30 年 6 月 1 日から施行されるところであるが、その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、その施行に遺漏なきを期されたい。

併せて、本通達については、別添のとおり、関係事業者等団体の長宛て関係者への周知等を依頼したので了知されたい。

記

第 1 改正の概要

過去に石綿建材を使用して建築した建築物等の解体作業については、今後、さらに増加していくことが見込まれている。解体等作業における労働者の石綿ばく露防止のためには、建築物等における石綿の使用状況を的確に調査することが必要であるが、調査のための分析や調査を行う者の教育に用いる石綿について、将来にわたって安定的に確保することは困難な状況にあると考えられる。

改正政令やそれに伴う改正省令の内容は、こうした状況を踏まえ、

- ・石綿の分析のための試料の用に供される石綿
- ・石綿の使用状況の調査に関する知識又は技能の習得のための教育の用に供される石綿

の製造等を可能とし、石綿の分析の精度の向上及び石綿の調査を行う者の能力の向上を図り、もって労働者の石綿による健康障害の防止を図るためのものである。

その他、国が専門家を参集して行った「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」における検討結果を踏まえ、石綿の分析の作業について局所排気装置等の排気口を屋内に設けることを可能とする等、所要の改正を行ったものである。

第2 改正の内容

1 改正政令関係

(1) 安衛令の一部改正（改正政令第1条関係）

ア 石綿分析用試料等を製造等禁止物質から除外するとともに、他の規定との均衡を考慮し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第56条第1項に基づく製造許可の対象としたものであること。（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。）第16条及び第17条関係）

イ その他所要の改正を行ったものであること。

2 改正省令関係

(1) 石綿則の一部改正（改正省令第1条関係）

ア 石綿分析用試料等の定義（石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）第2条関係）

安衛令第6条第23号において新たに「石綿分析用試料等」が定義されたところ、改正省令による改正により石綿則中に多く「石綿分析用試料等」を規定することとなるため、「石綿分析用試料等」の定義を置いたものであること。

イ 石綿分析用試料等の製造作業に係る措置（石綿則第15条、第28条、第29条、第31条、第32条の2から第35条まで、第40条、第44条及び第49条関係）

石綿分析用試料等の製造が可能となることに伴い、石綿分析用試料等を製造する作業場・作業等について、石綿則に規定する各措置の対象に追加したものであること。

ウ 製造許可の単位（石綿則第48条の2関係）

石綿分析用試料等の国内需要を踏まえると、特定化学物質の第一類物質と異なり、複数のプラントでの製造は想定しづらいが、法第56条第1項に基づく許可であることを踏まえ、これまで同条に基づく許可の対象とされている物質と同様、許可はプラントごとに行うものとしたこと。

エ 製造許可の手続き（石綿則第 48 条の 3 関係）

法第 56 条第 1 項に基づく許可であることを踏まえ、同条に基づく特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）第 49 条の許可の手続きと同様の手続きを定めたものであること。

オ 製造許可の基準（石綿則第 48 条の 4 関係）

石綿分析用試料等の需要を踏まえると、大規模な生産は想定しづらいことから、石綿分析用試料等の製造に関する法第 56 条第 2 項の厚生労働大臣の定める基準については石綿則第 48 条の規定を準用することとしたこと。

カ 石綿分析用試料等の製造・輸入・使用の届出（石綿則様式第 3 号の 2 関係）

石綿分析用試料等として法第 55 条の適用されない物を特定する観点から記載事項を定めたものであること。

キ 石綿分析用試料等の製造許可証及び再交付等申請書（石綿則様式第 5 号の 3 及び様式第 5 号の 4 関係）

法第 56 条第 1 項に基づく手続きであることを踏まえ、同条に基づく既存の許可様式（特化則様式第 7 号及び第 8 号）と同様の様式を定めたものであること。

(2) 安衛則等の一部改正（改正省令第 2 条から第 5 条まで関係）

ア 改正後の石綿則第 48 条の 3 第 1 項の規定の申請をした者が行う石綿発散抑制設備の設置については、特化則第 49 条第 1 項と同様に、法第 88 条第 1 項の規定による設置の計画の届出は要しないこととし、あわせて、石綿則第 47 条第 1 項の規定による申請についても、石綿則様式第 4 号の改正を行い、法第 88 条第 1 項の規定による設置の計画届は要しないこととしたこと。（労働安全衛生規則（昭和 47 年厚生労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 86 条第 3 項関係）

イ GHS（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）に基づく分類を踏まえ、石綿を含有する製剤その他の物に係る裾切値（当該物質の含有量がその値未満の場合、名称等の表示義務等の対象としない）を設定したものであること。（安衛則別表第 2 関係）

3 施行日及び経過措置等

(1) 施行期日及び経過措置（改正政令附則第 1 項及び第 2 項並びに改正省令附則第 1 項及び第 2 項関係）

改正政令及び改正省令の施行期日は、平成 30 年 6 月 1 日としたこと。ただし、改正政令及び改正省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしたこと。

(2) 平成 18 年政令第 257 号の一部改正（改正政令附則第 3 項関係）

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 257 号）附則第 2 条第 3 項は既に効力のない規定であるため、これを削除する等、所要の改正を行ったものであること。

(3) その他

改正政令の施行に伴い、平成 30 年厚生労働省告示第 213 号（作業環境測定基準の一部を改正する告示）が平成 30 年 4 月 20 日に公示され、平成 30 年 6 月 1 日から適用することとされたこと。

第 3 細部事項

1 改正政令関係

(1) 石綿分析用試料等の製造等禁止物質からの除外（安衛令第 16 条第 1 項第 4 号関係）

ア 同号イの「分析」とは、建材分析その他の石綿の分析が含まれること。

「石綿の分析のための試料の用に供される」ものとは、X線回折装置による分析の際に用いる標準試料のほか、石綿分析機関の品質保証・品質比較や個人の技能評価のための試料、顕微鏡観察の際の参照用試料が含まれること。

イ 同号ロの「調査」とは、分析による調査が含まれるものであること。

ウ 同号ロの「教育の用」とは、透明の包装に梱包された石綿等を観察するようなことだけでなく、例えば建材の断面をほぐして繊維の有無を観察するような実技の用が含まれること。なお、石綿除去作業の教育の用に供する石綿等については、その必要性を勘案し、禁止対象からの除外は行わなかったものであること。また、石綿を含有しない模擬の試料により教育の目的が達せられる場合には、できる限り、石綿等の使用を避けるべきであること。

2 改正省令関係

(1) 石綿障害予防規則の一部改正（改正省令第 1 条関係）

ア 石綿の分析の作業における局所排気装置等の排気口に係る要件（石綿則第 16 条関係）

第 1 項及び第 2 項の「石綿の分析の作業」とは、石綿の分析に際して行う、秤量、顕微鏡観察、試料調整や粉砕の作業が挙げられること。なお、石綿小体に係る病理検査やプレパラートを顕微鏡観察する作業など石綿粉じんの発散しない作業については石綿則第 12 条の適用がないこと。

第 1 項及び第 2 項の「排気口からの石綿等の粉じんの排出を防止するための措置」とは、国が専門家を参集して行った「化学物質による労働

者の健康障害防止措置に係る検討会」における検討結果を受け、次の（ア）及び（イ）のいずれも満たすものとして取り扱うこと。

（ア）除じん装置は、ろ過方式とし、HEPA フィルターなど捕集効率が 99.97% 以上のろ過材を使用すること

（イ）正常に除じんできていることを確認するため次のすべての措置を講じること

- ・局所排気装置等の設置時・移転時やフィルターの交換時には、除じん装置が適切に粉じんを捕集することを確認すること。確認の方法としては、例えば、①微粒子計測器（いわゆるパーティクルカウンター）により排気の粒子濃度を室内のバックグラウンドと比較すること、又は②スモークテスターをたいて排気口で粉じんが検出されないことを粉じん相対濃度計（いわゆるデジタル粉じん計）若しくは微粒子計測器により確認することが挙げられること。

- ・除じん装置を 1 月以内ごとに 1 回点検すること。点検の主な内容としては、除じん装置の主要部分の損傷、脱落、異常音等の異常の有無、除じん効果の確認等があること。除じん効果の確認方法については、上記の設置時等における粉じんの捕集の確認方法があること。

- ・石綿分析作業中に、除じん装置の排気口において、半年以内ごとに 1 回、総繊維数濃度の測定を行い、排気口において総繊維数濃度が管理濃度の 10 分の 1 を上回らないことを確認すること。その際、測定は、ろ過捕集方式及び計数方法によること。なお、繊維数の計数は技術等を要するため、十分な経験及び必要な能力を有する者が行うことが望ましいこと。

- ・これらの確認・点検で問題が認められた場合は、直ちに補修・フィルターの交換等の必要な改善措置を講じること。

イ 禁止が適用されない石綿分析用試料等の要件（石綿則第 46 条の 2 関係）

「堅固な容器」や「確実な包装」とは、必要に応じて、運搬時の衝撃や摩耗に耐えうるよう、容器の周囲に緩衝材を配置し、包装を二重とする等、運搬形態に応じた必要な措置を講じたものをいうものであること。

なお、石綿調査の講習を実施する機関が当該講習のために石綿建材のサンプルを受講者に提供しようとする場合（所有権を留保しながら利用させるような場合）において、本規定は、講習で配布する際に容器・包装の措置を講じることが求められる趣旨であり、受講者がルーペ等で観察を行うような実技演習時にまで容器・包装の措置を講じていなければならない趣旨ではないこと。

ウ 石綿分析用試料等の製造・輸入・使用の届出（石綿則様式第 3 号の 2

関係)

備考4の「保管方法」として、石綿則第32条の措置に加えて、保管棚を施錠し、石綿分析用試料等であることを表示して他の物と区別して保管することが望ましいこと。

エ 石綿等の製造・輸入・使用の許可申請書の改正（石綿則様式第4号関係）

輸入の申請時に輸入する便等が決まっている場合において当該便等を特定しやすくする観点から、また、労働安全衛生規則第86条の改正とあわせ、別紙1の新旧対照表の通り改正を行ったものであること。

オ 石綿分析用試料等の製造許可申請書（石綿則様式第5号の2関係）

法第56条に基づく許可であることを踏まえ、「従事労働者数」欄及び「生産計画」欄については、特化則様式第6号の相当する項目と同様の内容を定めたものであること。

製造許可基準は石綿則第48条を準用したことから、「製造設備等」欄、「保管」欄及び「保護具」欄は、同許可に係る石綿則様式第4号の相当する項目と同様の内容を定めたものであること。

第3 関係通達の改正

次に掲げる通達の一部を別紙2の新旧対照表のとおり改正する。

ア 昭和47年9月18日付け基発第591号「特定化学物質等障害予防規則の施行について」

イ 平成18年8月11日付け基発第0811002号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行等について」

ウ 平成24年5月9日基発0509第10号「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」の制定について」

別紙 1

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 59 号） 新旧対照表

○石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）様式第 4 号

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
備考 1～3 （略） 4 「製造設備の概要」の欄は、該当するものに○を付すること。また、主要な製造設備ごとの密閉状況及び配管の接続部を示す図面又はドラフトチェンバーの構造を示す図面を添付すること。 <u>なお、製造設備をドラフトチェンバーの内部に設置する場合には、局所排気装置摘要書（労働安全衛生規則様式第25号）又はプッシュプル型換気装置摘要書（労働安全衛生規則様式第26号）を添付すること。</u> 5～7 （略） 8 「参考事項」の欄は、定期の健康診断の実施予定月及び実施機関名並びに石綿等を輸入する場合にあっては、輸入事務を代行する機関名及びその所在地並びに <u>当該石綿等に係る船（取）卸港名、積載船（機）名及び船荷証券番号</u> を記入すること。 9～12 （略）	備考 1～3 （略） 4 「製造設備の概要」の欄は、該当するものに○を付すること。また、主要な製造設備ごとの密閉状況及び配管の接続部を示す図面又はドラフトチェンバーの構造を示す図面を添付すること。 5～7 （略） 8 「参考事項」の欄は、定期の健康診断の実施予定月及び実施機関名並びに石綿等を輸入する場合にあっては、輸入事務を代行する機関名及びその所在地を記入すること。 9～12 （略）

別紙 2

平成 30 年 5 月 28 日基発 0528 第 1 号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行等について」第 3 新旧対照表

○昭和 47 年 9 月 18 日付け基発第 591 号「特定化学物質等障害予防規則の施行について」

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
II 細部事項 一六 第五〇条関係 (一) ～ (七) (略) (八) <u>第二項第三号の「必要な知識を有する者」には、許可物質に関して製造者の衛生を確保するため必要な内容及び時間を以て法第 59 条第 1 項（同条第 2 項で準用する場合を含む。）の安全衛生教育が行われた者があること。</u>	II 細部事項 一六 第五〇条関係 (一) ～ (七) (略) (新規)

○平成 18 年 8 月 11 日付け基発第 0811002 号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行等について」

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第 3 細部事項 2 石綿障害予防規則関係 (2) 第 3 条関係	第 3 細部事項 2 石綿障害予防規則関係 (2) 第 3 条関係

ア・イ (略) ウ <u>石綿則第3条等の「第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業」とは、事業者がその労働者を臨時に就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物について行う封じ込め又は囲い込みの作業も含まれること。また、第10条第4項の規定によるものも含まれること。</u>	ア・イ (略) (新規)
---	----------------------------

○平成 24 年 5 月 9 日基発 0509 第 10 号「「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」の制定について」

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第2 細部事項 1 事前調査（石綿指針の2）について (2) 分析による調査（石綿指針の2-3）について ア 石綿指針の2-3の(1)中「十分な経験及び必要な能力を有する者」には、公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「<u>石綿分析技術の評価事業</u>」により認定されるAランク又はBランクの認定分析技術者、一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「<u>アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者</u>」、「<u>建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者</u>」、	第2 細部事項 1 事前調査（石綿指針の2）について (2) 分析による調査（石綿指針の2-3）について ア 石綿指針の2-3の(1)中「十分な経験及び必要な能力を有する者」には、公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「<u>石綿分析技術の評価事業（石綿分析に係るクロスチェック事業）</u>」により認定されるAランク又はBランクの認定分析技術者、一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「<u>アスベスト偏光顕微鏡実技研修修了者</u>」や「<u>アスベスト偏光顕微鏡インストラクター</u>」があること。

「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」があること（試料の採取を除く。）。

また、「石綿含有の分析」とは、定性分析、含有率の分析のみならず試料の採取や分析用試料の作製を含むものであるが、このうち試料の採取について「十分な経験及び必要な能力を有する者」には、（１）アの者があること。

なお、目視等による調査から試料採取を経て分析を行うまでの一連の過程においては、試料採取箇所指示（判断）者などの重要な判断・作業等を行う者を明確にした上で事前調査を行い、分析結果報告書には試料採取箇所指示（判断）者等の情報を記録すること。

なお、「石綿含有の分析」とは、定性分析、含有率の分析のみならず試料の採取や分析用試料の作製を含むものであり、分析機関に委託して実施する場合は、その全てを分析機関に行わせることが望ましいこと。除去等の作業を請け負った事業者等が建材等からの試料の採取を実施した上で、それ以外の分析の業務を分析機関に委託する場合には、試料の採取は、（１）に掲げる者に行わせるとともに、分析結果報告書に試料採取者の情報を記録すること。